第58回　宮崎市都市計画審議会議事録

（公　開　用）

令和８年２月１０日開催

第58回宮崎市都市計画審議会議事録

１．日　　時　　令和8年2月10日（火）１５：００～１５：３０
　　場　　所　　宮崎市役所本庁舎２Ｆ　全員協議会室

２．出席委員
　第1号委員
　　出口　近士、倉　真一、谷田　寿人、東　眞貴子、岡原　明美、詠田　トキ子、松山　茂
　第２号委員
　　伊地知　義友（１５：２５より出席）、押川　幸浩、河野　克武
　第3号委員
　　中原　崇、茜ヶ久保　眞由美
　第4号委員
　　大嶋　一範、山下　明男、松﨑　誠治（代理）、川﨑　良三（代理）
　　計　１６名

３．議案の内容
　議案第１号　宮崎広域都市計画　道路の変更　　（３・５・２号　学校通線）

４．審議の経過及び結果
　経　過：別紙　議事録のとおり
　結　果：議案第1号については「原案のとおり」とする。

議事録署名人

印

印

事務局　　お疲れ様でございます。
事務局よりお知らせいたします。
本日の審議会は、ペーパーレスの観点から、机上のタブレット端末でご説明いたします。操作方法など、不明な点がございましたらお近くの職員にお声掛けください。
それでは、定刻となりましたので、これより第５８回宮崎市都市計画審議会を開催いたします。
本日の審議会は昨年7月1日の委員就任以降はじめての開催となりますので、審議に先立ちまして、ご就任いただきました皆さまのご紹介、会長の選出、会長代理の指名をさせていただきます。
ではまずはじめに、委員の皆さまのお名前をお呼びいたしますので、呼ばれましたらその場でご起立、ご着席をお願いします。

宮崎大学　名誉教授
出口　近士（でぐち　ちかし）様

宮崎公立大学　准教授
倉　真一（くら　しんいち）様

宮崎県弁護士会
谷田　寿人（たにだ　よしと）様

宮崎県建築士会
東　眞貴子（ひがし　まきこ）様

宮崎市農業委員会
岡原　明美（おかはら　あけみ）様

環境カウンセラー
詠田　トキ子（ながた　ときこ）様

宮崎商工会議所　常務理事
松山　茂（まつやま　しげる）様

宮崎市議会議員
伊地知　義友（いぢち　よしとも）様

宮崎市議会議員
押川　幸浩（おしかわ　ゆきひろ）様

宮崎市議会議員
河野　克武（かわの　かつたけ）様

宮崎市自治会連合会　会長
中原　崇（なかはら　たかし）様

宮崎市地域婦人会連絡協議会　会長
茜ヶ久保　眞由美（あかねがくぼ　まゆみ）様

国土交通省宮崎河川国道事務所　所長
大嶋　一範（おおしま　かずのり）様

宮崎県宮崎土木事務所　所長
山下　明男（やました　あきお）様

宮崎県中部農林振興局　局長
海野　俊彦（うみの　としひこ）様
※本日は、次長の松﨑（まつざき）様に代理でご出席いただいております。

宮崎県警察本部　交通部　参事官
佐藤　勝重（さとう　かつしげ）様
※本日は、交通規制課　統括官の川﨑様に代理でご出席いただいております。
なお、宮崎大学　工学部　准教授　嶋本　寛（しまもと　ひろし）様におかれましては、本日所用のため欠席されております。
また、宮崎市議会議員　伊地知　義友（いぢち　よしとも）様におかれましては、所用のため遅れて参加する旨、ご連絡いただいております。
以上、計１７名となります。委員の皆様の委嘱辞令につきましては、昨年7月1日以降、事務局よりお渡しさせていただいておりまして、委員の任期は令和9年6月30日までの２年間となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、現在、会長が不在となっておりますので、「宮崎市都市計画審議会条例　第４条第１項」に基づき、会長の選出及び「同条３項」に基づき、会長代理の指名を行います。会長の選出は、条例の規定により、「第1号委員のうちから、委員の選挙により定める。」となっております。
第１号委員の皆さまのなかでどなたか、立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。
いらっしゃらないようですので、どなたか、ご推薦いただけませんでしょうか。

委員　　都市計画に関して学識の深い出口委員に、会長をお務めいただくのはいかがでしょうか。

事務局　　ただいま、出口委員をご推薦するご意見をいただきましたが、ほかにご意見等はございませんでしょうか。
特に無いようですので、出口委員に会長をお願いすることでよろしいでしょうか。

委員　　（異議なしの声）

事務局　　「ご異議なし」ということで、出口委員に会長をお願いしたいと思います。
出口委員よろしいでしょうか。

出口委員　　（了解）

事務局　　出口会長には、会長席へご移動をお願いします。

ーー会長席へ移動ーー

それでは、出口会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長　　ーー挨拶ーー

事務局　　ありがとうございました。

次に、会長代理の選出をお願いしたいと思います。条例の規定により、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」となっておりますので、出口会長からご指名をお願いいたします。

会長　　それでは、倉委員を指名します。

事務局　　出口会長から倉委員をご指名いただきましたので、倉委員に会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、これより議案の審議に入らせていただきます。本日は、委員の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、「都市計画審議会条例　第５条第２項」の規定に基づき、本日の審議会が有効に成立しておりますことを、ご報告申し上げます。
また、この会議は公開で行われ、議事録につきましては、「宮崎市都市計画審議会運営要綱　第8条第3項」の規定により、宮崎市のホームページ等で公開いたします。
それでは、これより議案の審議に入らさせていただきます。「都市計画審議会条例第５条第1項」の規定により、"会長が会議の議長となる"とありますので、これからの審議の進行を出口会長にお願いしたいと思います。出口会長、よろしくお願いいたします。

議長　　それでは、本日の議案の審議を始めます。本日の議事録への署名を詠田委員と東委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
今回、市長より諮問を受けました、議案審議にお諮りする案件として、一般案件が１件でございます。また、事務局からの報告案件が１件ございます。
まず、一般案件は、議案第１号「宮崎広域都市計画　道路の変更（３・５・２号　学校通線）」
続いて、報告案件は、「市街化調整区域における土地利用の規制緩和（申請状況・現状）について」でございます。
それでは審議に入りたいと思います。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　議案のご説明の前に、都市計画道路の概要についてご説明させていただきます。
都市計画道路とは、都市計画法に基づき、「都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における基幹的な都市施設として都市計画決定された道路」でございます。
主な役割として、地域間や主要な拠点間を結ぶ幹線道路としての機能、主要な交通を円滑に流すための交通処理機能を有しております。
本市におきましては、戦後まもない昭和21年の戦災復興の都市計画により、現在の都市計画道路網の原型が構築され、その後、将来の人口増加や市街化の拡大が続く社会を見据え、各地域の人口密度や規模等を考慮し、都市計画道路の追加や変更が行われてきました。
しかし、今後の人口減少や少子高齢化が進む中、既成市街地の低密度化の進行等の社会情勢の変化により、当初決定された時点と比べ都市計画道路としての必要性や位置づけに変化が生じている路線も存在しております。
更に、近年の宮崎市における財政状況の逼迫などから公共事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、「選択と集中」の観点からも、より一層効率的かつ効果的な事業展開が求められています。
都市計画道路の区域内は、「都市計画法第53条」により一定の建築制限が課せられており、長期にわたり事業未着手となっている都市計画道路に関する今後の

在り方などついても、柔軟な対応が求められております。
　このような状況を踏まえ、本市では、平成１９年に「都市計画道路見直しに関する基本方針」を策定し、令和元年度には、長期未着手となっている36路線について「必要性」や「実現性」に関する評価や検証を行った上で、本指針の改訂を実施いたしました。
　この基本方針の中で、路線ごとの「見直しの方向性」について、次の通り評価しております。事業未着手である検討対象路線３６路線について、路線・区間の持つ役割や機能を多面的に評価するため、「必要性」、「実現性」の２つの観点から検証を行い、定量的評価を行っております。
　見直しの方向性としては、存続候補、存続（要検討）、廃止（要検討）の３つに区分致しました。必要性に関する評価において、満点の１／３未満の点数となった区間を、「廃止（要検討）」候補として整理しております。
　なお、計画決定の廃止について検討が必要であると判断された路線につきまして、スライドのとおり、令和２年度から順次、廃止に向けた手続きを進めているところでございます。
　現基本方針における、「廃止（要検討）」路線が概ね廃止されてきており、今年度はこれからご説明する学校通線に加え、県において決定予定の橘通線の２路線を廃止いたします。
　今後は、「存続（要検討）」路線を含めた長期未着手路線の見直しを行う必要があります。
　今回の審議会では、「廃止（要検討）」となった、宮崎広域都市計画道路「学校通線」の一部区間の廃止について、諮問いたします。
議案書は３ページになります。
　本路線は、宮崎市の中心市街地にございます江平五差路の西側を起点とし、祇園１丁目を終点とした延長約1,670mの路線となっており、昭和２１年に都市計画決定されました。今回廃止する区間は、スライドで黄色でお示ししている区間で約370mとなっております。
　本路線は未整備区間において、主要な拠点、施設等へのアクセス機能が低くなっているほか、将来の交通需要の増加や混雑緩和への効果は低いものと予測されております。
　このことから、本路線の未整備の一部区間（約370m）について、都市計画道路の廃止をお諮りするものでございます。
　最後に、都市計画の手続きの経過・今後の予定についてご説明いたします。
　これまで変更区間にあたる対象自治会及び地権者へ説明資料を配布させていただきましたが、意見等はございませんでした。また、都市計画案の公告・縦覧を先月１月５日から１月１９日までの2週間で行いましたが、意見等はございませんでした。
　最終的な告示については、令和８年３月頃を予定しております。
　議案第１号の説明は以上となります。

議長　　ただいま説明がありました議案第1号について、ご質問、ご意見等あると思います。よろしくお願いします。

委員　　県道26号の西側が対象区間とのことですが、現地の状況を確認したところ、東側からJAみやざき交差点付近までについても、同様の道路構造であり、交通実態を考慮しても対象に含めるべきではないかと思いましたが、今回、一部の区間のみを対象とした理由はあるのでしょうか。

事務局　　県道から東側の区間につきましても、長期未着手となっていることから、基本方針に基づき評価を行っております。
当該区間は通学路として学生の利用があるなど、非常に交通量が多い実態がございます。
これらを踏まえ、存続要件に合致すると判断したことから、現時点では廃止せず、存続させる方針としております。

議長　　他にご質問等はございませんでしょうか。
では、ご質問等もないようでございますので、議案第1号について　「原案のとおり」とすることでいかがでしょうか。

委員　　（異議なしの声）

議長　　では、議案第1号につきましては、「原案のとおり」といたします。
原案のとおりご承認をいただきましたので、本日付でその旨を市長に答申することといたします。
これで議案審議を終了し、進行を事務局にお返しいたします。

事務局　　会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、ご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第５８回　宮崎市都市計画審議会を終了いたします。
また、机上のタブレット、審議会条例、運営要綱および傍聴規定のファイルにつきましては、次回以降も使用いたしますので、お持ち帰りにならないよう、お願いいたします。
ありがとうございました。